

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸田 秀雄

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成19年6月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ「翠鳳の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：取締役1名選任の件
- 第3号議案：監査役2名選任の件
- 第4号議案：取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案：役員賞与支給の件
- 第6号議案：取締役及び監査役の報酬等改定の件
- 第7号議案：ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油・原材料価格の高騰等の影響があったものの、企業収益の改善や、民間設備投資の増加に加え、個人消費が堅調なことから、景気は緩やかに回復を続けてまいりました。

当社グループ事業の市場環境は依然として競争激化の状況にありますが、「安全・安心・快適」への社会ニーズの継続した高まりを受けて、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトとして、先進的で独自性の高いソリューションで、収益性と成長性のある事業を推進してまいりました。また、CSR(企業の社会的責任)経営を推進し、絶えず変化するお客様のニーズに更にお応えする一環として、「ISO9001」(品質マネジメントシステム)の認証を全社に拡大し、加えて「ISO14001」(環境マネジメントシステム)の認証をグループで取得することで、より質の高い企業運営を目指してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高では、デバイス事業が電子商品類及び産機商品類ともに過去最高の業績を達成することができました。システム機器事業ではセキュリティ商品類で商品監視システムの販売が振るいませんでしたが、メーリング商品類が好調に推移しました。その結果、前期比53億18百万円(21.3%)の大幅増の302億96百万円となりました。

損益につきましては、デバイス事業の売上高が大きく伸びたことから、売上総利益率が低下しましたが、売上総利益は前期比1億40百万円増加しました。また、販売費及び一般管理費の圧縮及び為替差益の計上などにより、経常利益は14億48百万円となり、前期比1億2百万円(7.6%)の増益となりました。

当期純利益につきましても、特別損益において前期の投資有価証券売却益がなくなりましたが、8億75百万円となり、前期比51百万円(6.3%)の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

【売上高の内訳】

事業区分		当期売上高	構 成 比	前期比増減額	前期比増減率
		百万円	%	百万円	%
システム機器事業	セキュリティ	6,298	20.8	430	6.4
	情報ネットワーク	492	1.6	164	25.0
	メーリング	1,092	3.6	241	28.4
	その他	87	0.3	134	60.7
	計	7,971	26.3	487	5.8
デバイス事業	電 子	16,159	53.4	4,901	43.5
	産 機	4,371	14.4	883	25.3
	計	20,530	67.8	5,784	39.2
カスタム・サービス事業		1,795	5.9	21	1.2
合 計		30,296	100.0	5,318	21.3

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【システム機器事業】

セキュリティ商品類は、通期を通してオフィス・セキュリティ分野で大型ショッピングセンターへの納入が進んだほか、メディア市場・大手顧客への商品監視システムのリプレースが促進できましたが、小売業界においては、全般的に当初の予想よりも新規出店が振るわず、また、重点市場での新規顧客の開拓遅れもあり、売上高は前期比6.4%減の62億98百万円となりました。

情報ネットワーク商品類は、代理店を中心としたネットワーク・セキュリティ商品の間接販売に注力しましたが、売上高は前期比25.0%減の4億92百万円となりました。

メーリング商品類は、メールインサーティング・システムのセキュリティ性が評価されて好調に推移し、売上高は10億92百万円となり、前期比28.4%の大幅増となりました。

その他商品類においては、新規に販売を開始した「RFID図書館管理システム」が第3四半期以降、業績に寄与しましたが、高千穂ユースウェア(株)(現(株)ティケーユー)が連結の範囲に該当しなくなったため、売上高は前期比60.7%減の87百万円となりました。

結果、システム機器事業の売上高は前期比5.8%減の79億71百万円、営業利益は前期比37.3%減の5億74百万円となりました。

【デバイス事業】

電子商品類は、モバイル液晶・DVDナビゲーション向けなどの半導体が好調に推移したのに加えて、無線LAN用半導体が伸び、売上高は前期比43.5%の大幅増の161億59百万円となりました。

産機商品類は、ATM(現金自動預け払い機)の生産増による機構部品の販売増加と積極展開している住宅設備機器市場向けの機構部品が好調に推移し、売上高は前期比25.3%の大幅増の43億71百万円となりました。

結果、デバイス事業の売上高は前期比39.2%の大幅増の205億30百万円、営業利益は前期比68.2%の大幅増の12億4百万円となりました。

【カスタマ・サービス事業】

システム機器事業のセキュリティ商品類や情報ネットワーク商品類の機器設置収入が前期並みで推移し、一方、外注コストなどの増加に伴い、売上高は前期比1.2%増の17億95百万円となりました。また、営業利益は前期比7.9%減の2億7百万円となりました。

2. 設備投資等の状況
該当事項はありません。

3. 資金調達の状況
当社は、金融機関 2 行、(株)みずほコーポレート銀行、(株)三菱東京UFJ銀行と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループの事業領域は、将来性と高い成長が見込める有力分野ではありますが、市場の変化や企業間競争は激化しており、事業競争力の強化が重要課題であります。商品やサービスの付加価値を高め、より一層お客様にご満足をいただける事業活動に努めてまいります。更に、強い財務構造を追求して「ハイ・パフォーマンス経営」を実現してまいります。

また、当社に対するステークホルダーの期待を踏まえ、経営の健全性・透明性と社会的信頼の向上を図るために、積極的にCSR経営にも取り組むとともに、コンプライアンス向上やリスク管理の強化など、当社グループの「内部統制システム」の整備強化を図ってまいります。

そのために対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

- (1) 新規商品・サービスの開拓及び開発によるソリューションの強化・拡大
- (2) グループ連結経営の強化
- (3) バランスシートのスリム化による資産効率の向上
- (4) CSR活動の積極的推進
- (5) 内部統制システムの整備・強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期 (平成16年3月期)	第54期 (平成17年3月期)	第55期 (平成18年3月期)	第56期 (平成19年3月期)
売上高 (百万円)	20,662	22,318	24,977	30,296
経常利益 (百万円)	749	902	1,346	1,448
当期純利益 (百万円)	404	466	823	875
1株当たり当期純利益 (円)	63.65	48.87	82.41	88.30
総資産 (百万円)	17,684	17,164	19,261	20,187
純資産 (百万円)	12,091	12,107	13,269	13,781

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 平成16年11月19日付をもって1株を1.5株に分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 第53期(平成16年3月期)は、セキュリティ機器や産機商品類の販売が堅調に推移したものの、電子商品類が振るわなかったことから、売上高は減収となりました。電子商品類の売上構成比率が低下したことから売上総利益率が上昇し、販売費及び一般管理費の節減にも努めましたが、売上高の減少により経常利益は減益となり、当期純利益は増益となりました。
- 第54期(平成17年3月期)は、電子商品類のモバイル液晶向け半導体の販売が増加し、メーリングシステム販売が大きく伸び、情報ネットワーク販売も伸びたことにより、売上高は増収となりました。連結子会社の売上高・売上総利益の貢献と、販売費及び一般管理費の低減に努めたことにより、経常利益は増益となり、当期純利益も増益となりました。
- 第55期(平成18年3月期)は、電子商品類でのデジタル機器向けの低価格化の影響などがあり、売上総利益率は低下しましたが、それを補うセキュリティ商品類や電子商品類の売上高の伸張により、経常利益は大幅な増益となり、当期純利益も大幅増益となりました。
- 第56期(平成19年3月期)は、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 エスキューブ	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック 株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー 株式会社	12百万円	100%	電子部品の輸出入、販売
TAKACHIHO K O H E K I (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	電子部品及び産機商品類の販売

7. 主要な事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・情報ネットワークシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器及びアプリケーション・ソフトウェア、ならびに半導体・電子部品及び機構部品等であります。

事業の種類別セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

区分	主な事業の内容	主な会社
システム機器事業		
セキュリティ商品類	商品監視システム(万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等)、映像監視システム、入退室管理システム等販売、各種システム設計・構築	当社 ㈱エスキューブ
情報ネットワーク商品類	WAN関連機器(QoS機器、ルーター、VoiceGateway、Voインターネット等)、LAN関連機器(LANスイッチ、負荷分散装置等)、ネットワークセキュリティ関連(VPN&ファイアウォールスイッチ、リモートアクセス装置等)等販売、各種システム設計・構築	当社
メーリング商品類	メールインサートینگ・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック㈱
その他商品類	その他システム機器等販売(RFID図書館管理システム、電子棚札システム等)	当社
デバイス事業		
電子商品類	リニアIC、ロジックIC、メモリーIC、パワーIC等の汎用IC、通信用IC、インターフェイス用IC、ASIC、CMOSイメージセンサー、光通信用コンポーネント、タッチパッド、加速度センサー、シリコンマイク等販売	当社 ジェイエムイー㈱ TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LTD.
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等販売	当社 TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LTD.
カスタマ・サービス事業	システム機器事業商品類に関する据付及び保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス	当社 高千穂 コムテック㈱

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ
2. WAN (Wide Area Network)：広域情報網
3. LAN (Local Area Network)：構内情報網
4. QoS (Quality of Service)：ネットワークサービスの品質、ネットワークの帯域を適切に配分し、それぞれの通信が必要とする通信速度を確保する技術の総称
5. ルーター：異なるLAN間を接続するための機器、LANスイッチ：複数のLANを接続する機器
6. VoiceGateway：音声インターネット・プロトコル(IP)に変換する装置
7. Voインターネット (Voice over インターネット)：インターネット上に音声を通すための装置
8. 負荷分散装置：サーバーの処理負荷を分散させる装置
9. VPN (Virtual Private Network)：公衆網を専用網のように利用できるサービスの総称
仮想閉域網または仮想私設網
10. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器
11. RFID図書館管理システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出し、返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム
12. リニアIC：アナログ信号を扱う集積回路
13. ロジックIC：論理回路を構成する集積回路
14. ASIC：特定用途向けIC
15. CMOS (Complementary Metal Oxide Semiconductor)：相補性金属酸化膜半導体。Nチャンネル型MOSFETとPチャンネル型MOSFETを組合わせた相補型の論理回路
16. スライドレール：ボールベアリングを組込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの
17. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)
18. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用

8. 主要な事業所

(1) 当社

本社 (東京都新宿区)

支店

大阪支店 (大阪市北区)

名古屋支店 (名古屋市中村区)

営業所

札幌営業所 (札幌市)

松本営業所 (長野県松本市)

東北営業所 (仙台市)

九州営業所 (福岡市)

北関東営業所 (埼玉県熊谷市)

海外駐在員事務所 米国 (SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED

本社 Kowloon, Hong Kong

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
システム機器事業	133
デバイス事業	109
カスタマ・サービス事業	49
全社共通	49
合計	340

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	1名増	36.6歳	11.8年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者22名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入残高はありません。

会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,970,800株 (うち自己株式25,500株)
(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が、48,000株増加しております。
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 8,691名
5. 大株主
(発行済株式(自己株式を除く。)総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主)
該当事項はありません。
6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況
 - (1) 新株予約権の数
199個
 - (2) 目的となる株式の種類及び数
普通株式298,500株(新株予約権1個につき1,500株)
(注) 平成16年9月3日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日付で1株を1.5株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が199,000株から298,500株に変更となっております。
 - (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第1回(527円)	平成17年1月11日 ~平成20年1月10日	10個	1名
監査役	第3回(1,108円)	平成19年7月1日 ~平成22年6月30日	8個	2名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	他の法人等の代表状況等
山村 秀彦	代表取締役会長	
戸田 秀雄	代表取締役社長	
篠藤 恵登	取締役	TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LTD. 理事長
赤堀 寛人	取締役	
田代 守彦	取締役	
石坂 文人	取締役	
柳沢 徹夫	常勤監査役	
武智 良泰	常勤監査役	
竹田 章治	監査役	弁護士
柴崎 伸雄	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、石坂文人の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 竹田章治、柴崎伸雄の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 柳沢徹夫氏は、長年にわたり当社の財務経理部門の責任者を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 常勤監査役 武智良泰氏は、当社の管理・営業・技術部門の責任者などを歴任しており、企業業務全般にわたる相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 竹田章治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 田代守彦、石坂文人の両氏及び監査役 武智良泰氏は、平成18年6月28日開催の第55回定時株主総会におきまして、選任されそれぞれ就任いたしました。
 5. 監査役 柳沢徹夫氏は平成19年3月19日に逝去されました。なお、上記表の地位は逝去以前のものであります。
 6. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当期末における執行役員は次のとおりであります。

執行役員

氏名	会社における地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
篠藤 恵登	常務執行役員	デバイス事業本部長
赤堀 寛人	常務執行役員	経営システム本部長兼経営戦略室長
小原 敬一	常務執行役員	システムソリューション事業本部長 兼カスタマサービス事業部長
広木 邦昭	執行役員	デバイス事業本部産機事業部長
山本 茂	執行役員	大阪支店長、支店担当
宮崎 正文	執行役員	デバイス事業本部電子第1事業部長
村瀬 俊晴	執行役員	システムソリューション事業本部 セキュリティ事業部長

7. 平成19年4月1日付けで執行役員の地位及び担当を次のとおり一部変更いたしました。

氏名	会社における地位	担当業務
小原 敬一	常務執行役員	システムソリューション事業本部長
村瀬 俊晴	執行役員	システムソリューション事業本部 セキュリティ第1事業部長
横戸 憲一	執行役員	デバイス事業本部電子第1事業部長

8. 執行役員 横戸憲一氏は、平成19年4月1日付けで執行役員に就任いたしました。
9. 執行役員 宮崎正文氏は、平成19年3月31日付けで執行役員を退任し、平成19年4月1日付けで理事として、名古屋支店長に就任しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 141,244千円（うち社外 2名 8,750千円）

監査役4名 39,200千円（うち社外 2名 11,400千円）

- (注) 1. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した14,600千円(取締役6名に対し12,800千円、監査役4名に対し1,800千円)を含んでおります。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰勞引当金として費用処理した18,644千円(取締役6名に対し14,144千円、監査役4名に対し4,500千円)を含んでおります。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 田代守彦

他の会社の社外役員の状況

船井電機株式会社及びイー・アクセス株式会社ならびに株式会社イノアックコーポレーション社外取締役、富士重工業株式会社社外監査役であります。

取締役会への出席状況及び発言状況

平成18年6月28日就任以来開催の取締役会12回中9回に出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(2) 取締役 石坂文人

他の会社の社外役員の状況

芙蓉総合リース株式会社及び芙蓉オートリース株式会社の社外監査役であります。

取締役会への出席状況及び発言状況

平成18年6月28日就任以来開催の取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

- (3) 監査役 竹田章治
当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中12回に出席し、また、監査役会12回中10回に出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
- (4) 監査役 柴崎伸雄
他の会社の社外役員の状況
株式会社日本エデュネット及びガンプロ株式会社ならびに株式会社エイワの社外監査役であります。
当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中14回に出席し、また、監査役会12回中11回に出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
新日本監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
19,000千円
 - (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
19,000千円

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
 - (2) 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
 - (3) 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にC S R推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
 - (4) 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録を含む)を適切に保存・管理する。
 - (2) 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
 - (3) 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
 - (2) 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク(不確実性)に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
 - (2) 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
 - (3) 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
 - (4) 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。
5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。

- (2) 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
- (3) 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
 - (2) 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
 - (3) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (4) 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
 - (2) 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,914,408	流動負債	5,455,066
現金及び預金	2,537,286	支払手形及び買掛金	4,242,205
受取手形及び売掛金	9,941,267	未払法人税等	395,679
有価証券	100,037	賞与引当金	375,256
たな卸資産	3,908,876	役員賞与引当金	21,400
繰延税金資産	210,945	その他	420,524
その他	224,014	固定負債	951,140
貸倒引当金	8,017	退職給付引当金	663,875
固定資産	3,272,878	役員退職慰労引当金	216,183
有形固定資産	770,189	その他	71,080
建物及び構築物	68,146	負債合計	6,406,206
土地	499,870	(純資産の部)	
その他	202,172	株主資本	13,561,284
無形固定資産	61,280	資本金	1,138,827
ソフトウェア	46,203	資本剰余金	1,101,530
電話加入権	10,952	利益剰余金	11,338,530
その他	4,124	自己株式	17,603
投資その他の資産	2,441,408	評価・換算差額等	219,794
投資有価証券	1,456,591	その他有価証券評価差額金	213,269
繰延税金資産	619,897	為替換算調整勘定	6,524
その他	435,390	純資産合計	13,781,079
貸倒引当金	70,471	負債及び純資産合計	20,187,286
資産合計	20,187,286		

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		30,296,449
売上原価		24,230,975
売上総利益		6,065,473
販売費及び一般管理費		4,723,287
営業利益		1,342,185
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,940	
為替差益	140,717	
その他営業外収益	20,463	179,122
営業外費用		
支払利息	5,544	
商品廃棄損	53,919	
その他営業外費用	13,060	72,524
経常利益		1,448,784
特別利益		
貸倒引当金戻入益	23,646	
移転補償金	11,328	
口イヤリテイ費用精算益	23,991	58,966
特別損失		
固定資産除却損	6,254	
固定資産売却却損	1,146	7,400
税金等調整前当期純利益		1,500,350
法人税、住民税及び事業税	648,451	
法人税等調整額	23,537	624,914
当期純利益		875,436

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	1,122,956	1,085,602	10,752,477	17,344	12,943,691
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	15,871	15,823			31,695
剰余金の配当			257,583		257,583
当 期 純 利 益			875,436		875,436
自己株式の取得				328	328
自己株式の処分		104		68	173
役員賞与の支給			31,800		31,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,871	15,928	586,052	259	617,593
当 期 末 残 高	1,138,827	1,101,530	11,338,530	17,603	13,561,284

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	320,293	5,730	326,024	13,269,715
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				31,695
剰余金の配当				257,583
当 期 純 利 益				875,436
自己株式の取得				328
自己株式の処分				173
役員賞与の支給				31,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	107,024	794	106,229	106,229
当期変動額合計	107,024	794	106,229	511,363
当 期 末 残 高	213,269	6,524	219,794	13,781,079

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 (株)エスキューブ
高千穂コムテック(株)
ジェイエムイー(株)
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LTD.

非連結子会社の数
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産 当社は移動平均法による原価法、連結子会社は主として総平均法による原価法を採用しております。

固定資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具器具備品は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
- 建物及び構築物 8年～50年
工具器具備品 2年～20年
- (ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。
- 引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。
- また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金 …… 当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

リース取引の処理方法 …… リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより、従来、株主総会決議時に未処分利益の減少として会計処理していた役員賞与を、当連結会計年度から発生時に費用処理しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、21,400千円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は13,781,079千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額..... 458,138千円
- (2) 連結会計年度末日満期手形の処理
 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。当連結会計年度末日は、金融機関の休日であったため連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。
- | | |
|------|-----------|
| 受取手形 | 113,187千円 |
| 支払手形 | 81,627千円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 9,970,800株 |
|------|------------|

- (2) 配当に関する事項
 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	118,768	12円00銭	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月7日 取締役会	普通株式	138,814	14円00銭	平成18年9月30日	平成18年12月5日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	139,234	14円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月27日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 202,500株 |
|------|----------|

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額..... 1,385円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益..... 88円30銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大日向 雅 子 ㊟
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	小 倉 邦 路 ㊟
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	千 葉 通 子 ㊟
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及びその連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書（及び連結注記表））について、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討しました。

2. 連結計算書類の監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 武 智 良 泰 ㊟

社外監査役 竹 田 章 治 ㊟

社外監査役 柴 崎 伸 雄 ㊟

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,256,254	流動負債	4,783,783
現金及び預金	2,005,322	支払手形	699,626
受取手形	1,653,756	買掛金	3,066,112
売掛金	7,645,181	未払金	189,219
有価証券	100,037	未払法人税等	306,000
商物品	3,070,810	前受金	132,812
未着商品	367,407	賞与引当金	327,367
前払費用	84,406	役員賞与引当金	14,600
貸付金	140	その他流動負債	48,044
繰延税金資産	181,743	固定負債	855,861
その他流動資産	147,726	退職給付引当金	642,495
貸倒引当金	277	役員退職慰労引当金	197,791
固定資産	3,535,823	預り保証金	15,526
有形固定資産	755,421	長期未払金	48
建物	50,726	負債合計	5,639,645
構築物	15,421	(純資産の部)	
車両運搬具	2,565	株主資本	12,939,162
工具器具備品	136,837	資本金	1,138,827
土地	499,870	資本剰余金	1,101,530
建設仮勘定	50,000	資本準備金	1,101,425
無形固定資産	56,609	その他資本剰余金	104
電話加入権	8,161	利益剰余金	10,716,408
施設利用権	3,657	利益準備金	198,875
ソフトウェア	44,323	その他利益剰余金	10,517,533
その他無形固定資産	467	別途積立金	9,195,000
投資その他の資産	2,723,792	繰越利益剰余金	1,322,533
投資有価証券	1,456,591	自己株式	17,603
関係会社株式	297,619	評価・換算差額等	213,269
長期貸付金	155	その他有価証券評価差額金	213,269
会員権	75,730	純資産合計	13,152,432
敷金・保証金	324,732	負債及び純資産合計	18,792,077
繰延税金資産	616,921		
その他投資	21,795		
貸倒引当金	69,754		
資産合計	18,792,077		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,122,856
売 上 原 価		23,250,523
売 上 総 利 益		4,872,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,939,015
営 業 利 益		933,317
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	74,247	
為 替 差 益	139,152	
そ の 他 営 業 外 収 益	15,702	229,102
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,181	
商 品 廃 棄 損	46,670	
そ の 他 営 業 外 費 用	12,703	63,555
経 常 利 益		1,098,865
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	27,623	
そ の 他 特 別 利 益	11,328	38,952
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,460	
固 定 資 産 売 却 損	1,146	6,606
税 引 前 当 期 純 利 益		1,131,211
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	484,240	
法 人 税 等 調 整 額	7,864	476,376
当 期 純 利 益		654,834

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	1,122,956	1,085,602	-	198,875	9,195,000	947,082
当 期 変 動 額						
新株の発行	15,871	15,823				
剰余金の配当						257,583
当期純利益						654,834
自己株式の取得						
自己株式の処分			104			
役員賞与の支給						21,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	15,871	15,823	104	-	-	375,450
当 期 末 残 高	1,138,827	1,101,425	104	198,875	9,195,000	1,322,533

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	17,344	12,532,171	320,293	12,852,465
当 期 変 動 額				
新株の発行		31,695		31,695
剰余金の配当		257,583		257,583
当期純利益		654,834		654,834
自己株式の取得	328	328		328
自己株式の処分	68	173		173
役員賞与の支給		21,800		21,800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			107,024	107,024
当期変動額合計	259	406,991	107,024	299,967
当 期 末 残 高	17,603	12,939,162	213,269	13,152,432

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価方法ならびに評価基準

子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価方法

ならびに評価基準……移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物、構築物及

び車両運搬具……定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

工具器具備品……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 2年～20年

無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金.....役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理.....税抜方式を採用しております。

(7) 重要な会計方針の変更

役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより、従来、株主総会決議時に未処分利益の減少として会計処理していた役員賞与を、当事業年度から発生時に費用処理しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、14,600千円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来資本の部の合計に相当する金額は13,152,432千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額.....	443,934千円
(2) 保証債務	
関係会社の仕入債務に対する保証	
ジェイエムイー(株)	4,293千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務.....	1,344,089千円
.....短期金銭債権	13,879千円
.....短期金銭債務	
(4) 事業年度末日満期手形の処理	
事業年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。当事業年度末日は、金融機関の休日であったため事業年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。	
受取手形	76,960千円
3. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	売上高 5,622,635千円
	仕入高 162,108千円
	営業取引以外の取引高 7,747千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	25,500株
5. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	256,998千円
賞与引当金	130,946千円
役員退職慰労引当金	79,116千円
有価証券評価損	74,791千円
土地評価損	347,049千円
その他	155,249千円
繰延税金資産小計	1,044,151千円
評価性引当額	103,306千円
繰延税金資産合計	940,844千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	142,179千円
繰延税金負債合計	142,179千円
繰延税金資産の純額	798,665千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
取得価額相当額		153,927千円
減価償却累計額相当額		45,063千円
期末残高相当額		108,863千円
(2) 未経過リース料期末残高相当額		
1年以内		32,688千円
1年超		78,721千円
合計		111,410千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LTD.	所有 直接100%	役員の兼任、半導体・機構部品の販売	半導体・機構部品の販売(注)	4,786,347	売掛金	1,044,537
子会社	高千穂コムテック㈱	所有 直接100%	役員の兼任、メーリング機器の販売及び保守	メーリング機器の販売及び保守(注)	741,471	売掛金	235,559

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額.....	1,322円48銭
(2) 1株当たり当期純利益.....	66円05銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大日向 雅 子 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 倉 邦 路 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	千 葉 通 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 武 智 良 泰 ㊟

社外監査役 竹 田 章 治 ㊟

社外監査役 柴 崎 伸 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は139,234,200円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案：取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の 法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
小原敬一 (昭和25年8月26日生)	昭和48年4月 株式会社東芝入社 平成3年4月 同社ATM開発部部长 平成9年7月 Ennovate Networks, Inc. President 平成14年3月 ファブソリューション株式会社 代表取締役社長 平成15年9月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員システムソリューション事業本部次長兼ネットワーク事業部長 平成18年4月 当社常務執行役員システムソリューション事業本部長兼カスタマサービス事業部長 平成19年4月 当社常務執行役員システムソリューション事業本部長(現任)	1,400株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案：監査役2名選任の件

平成19年3月19日に監査役 柳沢徹夫氏が逝去され、監査役 竹田章治氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の石原良一氏につきましては、平成19年7月1日付けでの就任を予定しております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	小海正勝 (昭和16年3月2日生)	昭和40年4月 弁護士登録 昭和43年4月 高田・小海法律事務所開設 昭和62年4月 最高裁判所司法研修所教官 平成12年6月 財団法人東京都予防医学協会監事(現任) 平成15年6月 財団法人予防医学事業中央会監事(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院特任教授(現任) 平成18年6月 日本風力開発株式会社監査役(現任)	0株
2	石原良一 (昭和19年7月21日生)	昭和43年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和48年4月 監査法人栄光会計事務所(現：新日本監査法人)入所 昭和58年4月 同法人社員 平成2年9月 センチュリー監査法人(現：新日本監査法人)代表社員 平成10年6月 同法人理事 平成14年6月 新日本監査法人理事経理部担当 平成16年6月 同法人経理部担当(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小海正勝、石原良一の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 小海正勝氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は企業経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 4. 石原良一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は企業経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は、当社会計監査人である新日本監査法人に在籍されていますが、これまで当社の監査を担当したことはありません。

5. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第44条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である小海正勝、石原良一の両氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案：取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、役員報酬と企業業績との連動の視点から、役員報酬制度の見直しを行うべく、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを平成19年3月23日開催の取締役会で決議いたしました。この制度廃止に伴い、取締役 山村秀彦、戸田秀雄、篠藤恵登、赤堀寛人、田代守彦、石坂文人の各氏及び監査役 武智良泰、柴崎伸雄の両氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給の時期は取締役及び監査役の退任時といたしたいと存じます。

また、平成19年3月19日に逝去されました故監査役 柳沢徹夫氏のご遺族及び本総会終結の時をもって監査役を退任される竹田章治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたしたいと存じます。

打切り支給の対象になる取締役及び監査役ならびに退任監査役の略歴は次のとおりであります。

退職慰労金打切り支給の対象となる取締役及び監査役

氏 名		略 歴	
山 村 秀 彦	昭和57年 6月	当社取締役	
	平成 5年 4月	当社常務取締役	
	平成 8年 6月	当社取締役副社長	
	平成11年 6月	当社代表取締役副社長	
	平成12年 4月	当社代表取締役社長	
	平成18年 4月	当社代表取締役会長(現任)	
戸 田 秀 雄	平成10年 6月	当社取締役	
	平成15年 4月	当社常務取締役	
	平成17年 6月	当社取締役	
	平成18年 4月	当社代表取締役社長(現任)	
篠 藤 恵 登	昭和58年 6月	当社取締役	
	平成 7年 4月	当社常務取締役	
	平成17年 6月	当社取締役(現任)	
赤 堀 寛 人	平成 8年 6月	当社取締役	
	平成16年 4月	当社常務取締役	
	平成17年 6月	当社取締役(現任)	
田 代 守 彦	平成18年 6月	当社取締役(現任)	
石 坂 文 人	平成18年 6月	当社取締役(現任)	
武 智 良 泰	平成18年 6月	当社常勤監査役(現任)	
柴 崎 伸 雄	平成16年 6月	当社監査役(現任)	

退任監査役

氏 名		略 歴	
柳 沢 徹 夫	平成12年 6月	当社常勤監査役	
	平成19年 3月	逝去	
竹 田 章 治	平成12年 6月	当社監査役(現任)	

第 5 号議案：役員賞与支給の件

当期末時点の取締役 6 名(うち社外取締役 2 名)及び監査役 3 名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額1,460万円(取締役分1,200万円、社外取締役分80万円、監査役分180万円)を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役・監査役に対する金額及び支給時期につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第6号議案：取締役及び監査役の報酬等改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第44回定時株主総会において取締役の報酬額を年額150百万円以内、平成15年6月27日開催の第52回定時株主総会において監査役の報酬額を年額45百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、会社法の施行に伴う取締役及び監査役の賞与の報酬への組み込み、また、平成19年3月23日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止することを決定したことに伴い、年間報酬に一本化する報酬制度へ改革いたしますので、取締役の報酬を年額200百万円以内、監査役の報酬額を年額60百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

また、当社は従前より当社の業績及び当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め企業価値増大を推進するとともに、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプションを実施しておりますが、会社法によりかかるストックオプションも報酬等とされたことから、上記報酬額とは別枠で報酬として、取締役に対し年額30百万円以内、監査役に対し7百万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。各取締役・監査役に対する具体的な割当ては、上記ストックオプション報酬額の範囲内で、固定報酬、賞与とのバランス、各取締役・監査役の職務内容等を勘案して、取締役会の決議により定めます。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名(うち社外取締役2名)、監査役は4名となります。

なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式195,000株を各事業年度にかかる定時株主総会開催日の翌日以降1年間の上限とする。なお、次に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。当社が、株式分割または株式併合を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社の必要と認める合理的範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の数

130個を各事業年度にかかる定時株主総会開催日の翌日以降1年間の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,500株とする。ただし、上記1.による株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたりの出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの行使価額に上記2.に記載の新株予約権1個あたりの株式数を乗じた金額とする。1株あたりの行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、割当日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の調整を行う。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年以内で別途取締役会で定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を得るものとする。

7. その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目については、取締役会の決議によって定める。

第7号議案：ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、以下の要領により当社の従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、企業価値増大を推進することを目的とし、当社従業員(以下、「対象者」という。)に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出します。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式124,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の調整を行う。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

83個を上限とする。なお、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,500株とする。ただし、上記(1)による株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権にかかる払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券

取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。

当社が行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成21年7月1日から平成24年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社従業員の地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関しては、当社と新株予約権者との間で

締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、新株予約権を無償で取得できるものとする。

新株予約権の割当てを受ける者が、上記(6)等の事由により権利を行使することができなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得できるものとする。

- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

- (10) 組織再編行為等による新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

<メ 毛>

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

ホテルニューオータニ 「翠鳳の間」

TEL (03) 3265-1111 (代)

交 通 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分

東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分

東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分

東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分

JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分

JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮下さい
2. お手荷物はクロークにお預けいただくようお願い申し上げます。